

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月28日
【会社名】	アークランドサービス株式会社
【英訳名】	ARCLAND SERVICE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼ＣＯＯ　　伊藤　永
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地　新お茶の水ビルディング14階
【電話番号】	０３（５２１７）１５３１（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長　　玉木　芳春
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地　新お茶の水ビルディング14階
【電話番号】	０３（５２１７）１５３１（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長　　玉木　芳春
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成28年3月25日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

① 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金25円 総額198,967,550円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件（1）

下記について変更するものであります。

①「会社法の一部を改正する法律」の施行に伴い、監査等委員会設置会社へ移行する。

②上記法律の施行に伴い、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結することを可能にする。

③株主総会参考資料等をインターネットに開示し、株主の皆様提供したものとなすことができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

白井 健一郎、伊藤 永、玉木 芳春、中尾 希和、岡村 俊美の5名を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

松永 剛、八木 康行、篠原 一廣、花房 幸範の4名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額150百万円以内（但し、使用人分給とは含まない。）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額15百万円以内とするものであります。

第7号議案 新設分割計画承認の件

平成28年7月1日（予定）をもって、当社は持株会社へ移行し、当社国内における「かつや事業部門」を新たに設立する株式会社かつやに継承させる新設分割を行うものであります。

第8号議案 定款一部変更の件（2）

持株会社（アークランドサービスホールディングス株式会社へ商号変更予定）への移行によるものであります。この変更については、第7号議案で決議した新設分割の効力発生日をもって生じるものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	69,942	260	—	（注）1	可決 99.62
第2号議案	70,172	30	—	（注）2	可決 99.95
第3号議案					
白井 健一郎	69,061	1,140	—	（注）3	可決 98.37
伊藤 永	70,083	119	—		可決 99.83
玉木 芳春	70,083	119	—		可決 99.83
中尾 希和	70,083	119	—		可決 99.83
岡村 俊美	70,083	119	—		可決 99.83
第4号議案					
松永 剛	69,042	1,160	—	（注）3	可決 98.34
八木 康行	70,062	140	—		可決 99.80
篠原 一廣	55,900	14,301	—		可決 79.62
花房 幸範	70,075	127	—		可決 99.81
第5号議案	70,158	44	—	（注）1	可決 99.93
第6号議案	70,156	47	—	（注）1	可決 99.93
第7号議案	70,173	30	—	（注）2	可決 99.95
第8号議案	70,172	31	—	（注）2	可決 99.95

- （注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上